

## 給付型奨学金制度に関する意見書

我が国における家計負担に占める教育費の割合は国際的に見ても高く、経済状況が困難な家庭の子どもほど大学等への進学率は低くなっている。そのような中、家庭からの支援の減少や、大学等の授業料等が高どまりしていることを背景に、奨学金の重要度がより一層高まっている。

国は、平成29年度から、住民税非課税世帯に対して意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、返還義務のない給付型奨学金制度を日本学生支援機構を通じて実施している。そして、令和2年度からは、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生にも給付対象を拡大し、世帯収入に応じて住民税非課税世帯の学生の3分の2または3分の1を給付する予定である。

しかしながら、希望する全ての学生がひとしく学業に専念するためには、給付対象の拡大は十分なものとは言えず、また、住民税非課税世帯の学生に対する奨学金も含めて決して十分な給付額とは言えない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず大学等に進学できる環境整備のため、給付型奨学金の給付対象及び給付額を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月1日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

} 宛（各 通）